

第四十回 参議院大蔵委員会會議録第十二号

(一四二)

昭和三十七年三月六日(火曜日)

午前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 上林 忠次君
荒木正三郎君
永末 英一君
市川 房枝君

委員

青木 一男君
大谷 賛雄君
岡崎 真一君
木暮武太夫君
高橋 衛君
西川 英五郎君
前田 久吉君
山本 米治君
木村福八郎君
野溝 勝君
大竹平八郎君

政府委員

大蔵政務次官 堀本 宜実君
大蔵大臣 佐藤 一郎君
官房長 谷川 宏君
社監理官 大月 高君
大蔵省銀行局長 大月 高君

事務局側

常任委員 坂入長太郎君
会専門員

説明員

大蔵大臣官房 柏木 雄介君
財務調査官

本日の會議に付した案件

○保險業法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○しよら、腦專売法を廃止する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に關し承認を求めるの件

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから

委員會を開きます。

保險業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

大月銀行局長から發言を求められておりますので、これを許可いたします。

○政府委員(大月高君) 前回の保險業

法の一部改正法案の審議に際しまして、荒木委員からのお話がありました。

ときに、船舶保險の損害率に關する數字につきまして、荒木委員のおあげになりました數字と私が御説明申し上げた數字という食ひ違ひがあるか、と

いうことが問題になりました。その点につきまして、資料をお配り申し上げて、補足説明させていただきます。

○お手元にごさいます「船舶保險の損害率について」という表は、昭和三十

二年度から三十五年度にわたりましたの船舶保險の損害率の表でございます。

左のほうの全船舶と書いてござい

ますところが、荒木委員のお話のあつた數字でございまして、右側の百トン

以上の鋼船の損害率が私の申し上げた數字でございまして、

その數字の違ひしております原因は二つございまして、一つは、前回御説明申し上げましたように、私の申し上げた

數字が百トン以上の鋼船に關する損害率でございまして、全船舶の損害率

とこの点において異なっております。これが第一点でございます。それから、

第二の点は、保險会社の事業年度と保險年度との違ひから来る數字でござい

まして、左は事業年度に關する損害率、右のほうは保險年度に關する損害

率といたしまして、御存じのように、四月から三月ということになってございま

す。その間において保險料、収入がござい

ます。それから、その事業年度間に

おいて、前年度の保險契約に基づく保

險金の支払いがあり、当事業年度の間に

における保險契約に基づく保險金の支

払いがある。そういう二つのものを合

わせまして、保險金の支払いが当該事

業年度にあるわけでございます。一

事業年度における保險収入を分母とい

はしまして、その年度に現実に支払い

ました保險金を分子としたしまして、

その比率を出した數字が左のほうの數

字でございまして、それから、右のほう

は契約年度の數字でございまして、

たとえば昭和三十六年度に契約がござ

いまして、そのうちの一部分は、保險

事故といたしまして、昭和三十一年度

以降に事故が起きるわけでございます。

大体船舶保險の契約は一年契約にな

つておりますので、三十六年度に契

約を取つて三十六年度に事故が起る

ものと、三十七年度にまたがるもの

と、こういうものがございまして、右の

數字は三十六年度に取りました契約が

最後までフォローいたしました全損害

率を見ると、こういうことでございま

す。そういう意味で、保險の事業が次

第に伸びておりますと、保險料の収入

は毎年ふえる。そういういたしますと、分

母のほうはふえて参るわけでございます

ので、事業年度で見た數字よりも全

契約として見ました場合に個々の事故

率があがってくる、こういうようなこ

とになるわけでございます。

それで結局、この損害率を差し引き

ました残りがあるかと申し上げます

と、一部は事業費に充てられまして、

残りが責任準備金、それから異常危険

準備金、こういうふうなものになって

いくわけでございます。その最後の

しりが利益あるいは損失となる。現在の

の保險会社の經理から申し上げますと、こ

ういう保險料収入からそういうものを

差し引きました残りは、大体毎年度赤

になっております。保險会社全体とし

ては大体七、八%程度の利益率をあげ

ておるわけでございますが、これは會

社が持つております資産収入、つまり

株式が大体三〇%から四〇%程度、そ

れから貸付金が二〇%程度でございま

して、そこから参ります配当金とか

あるいは利息収入、こういうものが収

入になつて、それがおもしろなる利益を構

成する、こういうことになっておるわ

けでございまして。

○委員長(棚橋小虎君) これより、前

回に引き続いて質疑を行ないます。

質疑のある方は御発言願います。

○野溝勝君 私、しろうとで、よくわ

からないのですが、局長さんにお伺い

します。

損害保險の点ですが、外国の業者と

日本の業者ですが、その両業者間にお

ける損害保險業務上の關係はどうなつ

ておるのですか。

○政府委員(大月高君) 現在国内の損

害保險会社が十九社ございまして、外

国の保險会社で日本に進出したしてお

りますのが三十七社ございまして、で、

保險關係は、外国から参つております

ものは別といたしまして、国内で取つ

ております保險契約は、一部は国内の

保險会社間で再保に付します。それか

ら、一部は海外の市場に出しまして、

再保に付しておるわけでございます。

それからまた、外国で取りました損害

保險契約の一部は国内において再保險

を引き受けるということ、今日本の

保險会社も國際的な活動をやつてお

ります。しかし、何分にも、実力から申

しまして、日本の保險会社の實力はイ

ギリスのロイドその他相當世界的に有

力な保險会社が多うございまして、

どちらかという、まあ國際的には劣

勢である。そういう意味で、再保の關

係におきまして、比較的いい保險を

海外に出しまして、買の程度の落ちて

いるものを再保で取つておると。そう

いうことからいたしますと、海外との

關係におきましては、國際収支の面に

おいて若干の赤、たとえば千万円、

二千万円程度の総合的な収支じりの赤を出しておるといのが現状でございます。

○野瀧勝君 お話を聞くと、日本の業界が力関係において劣勢だということなんです。しかし、その劣勢の原因などについてもいろいろと当局は検討されておるといふのですが、単に資本力が小さいとか弱いとかということだけではなくて、いわゆる契約上あるいは、すなわち保険の仕事の業務の上において、日本の民族産業を保護すれば、この劣勢をある程度取り戻すというところまで得るようなこともあると思うのです。その点について、政府は、単に劣勢とか資本力が小さいとかいうような点で遺憾ながら外国商社との太刀打ちができないというところで、済まされぬと思ふのです。この点、当局は何か考へておる点があると思ふのですが、この際お示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(大月高君) この保険の会社の国際競争力の点から見ますと、必ずしも保険業界からだけでは考へられないと思ひます。それは、わが国といたしまして国際貿易に従事いたしておられますと、貨物の輸出入に關しての保険は全部どちらかの、つまり外国の会社か日本の会社かにかかると。それから、船舶につきましても、自由に海外を航行いたしておりますので、その保険関係もいずれにもかかれらる、こういうことでございます。そういたしますと、保険契約をかける主体は、日本及び外国の商社の力関係、それから輸出業者、輸入業者、それに関連いたしまするいわゆるメーカールの力関係、それから船会社自体がどの会社を選ぶ

かという力関係、あるいは系列、こういうようなものにみんな関係いたしまして、そういうものの総合として、日本の会社にかけてくるか、あるいは外国の会社にかけてくるかと、こういう問題になるわけでございます。そういう意味で、わが国全体の経済力をとにかく強くしていくということがやはり保険業界の基礎を固めるゆえんであるかと考へるわけでございます。

それから、再保の関係における利、不利という点におきまして、これは保険会社自体の力になるわけでございますが、何と申しまして、ロイドその他何百年という歴史を持つております会社と、損害保険の会社の制度がようやく明治以降発達して参りましたわが国とは、やはり資本の蓄積力その他海外に比べて劣勢であるということでは、どうも否定できないと思ふわけでございます。ただ、外国におきましても、やはりイギリスの保険業界が断然強いということでございます。各国におきましてやはり国内の業界の保護のためにいろいろ対策を講じておる国もございまして、あるいは、そういう保護立法をやらないうで、イギリスの保険会社の業域になつてしまつておつて、地元の保険会社が成り立つておらない国というやうなものもあるわけでございます。結局、世界の海上保険の關係で考へますと、やはりイギリスの保険業界が海外のその他の各国の保険業界の競争というやうに、実質的に見てい

界を存立せしめるため、あるいはこれを育成強化いたしますために、特別の保護立法をいたすかどうかということでは、これまで非常に重要な問題でございまして、あまりに保護立法を強いたしますれば、国際競争力をだんだん弱くする、温室で育てるということになりまして、長い目で見て不利だといふやうな問題もございまして、そうかといつて、手放しにこれを置いておきまして、海外の保険業界から日本の保険業界が侵食されていくということも、これは大問題でございまして、まだ今のところ為替管理法その他がございまして、そこからの競争上の調整はとつておる。それから、海外の保険会社がわが国に進出するにつかしまして、外国保険事業者に關する法律というやうなものがございまして、大蔵省としてこれを許可し、あるいは許可しない自由を持つておるわけで、そういう点での調節もいたしておるわけでございますが、今後の業界のあり方、国際競争に當面する業界の問題につきましまして、業界においても真剣に今検討しておられるところでございます。わが国政府当局といたしまして、この問題を非常に重要な問題として、今慎重に検討いたしておるところでございます。

○野瀧勝君 局長のお話のとおり、われわれの心配しているのは、政府は口を開くと、国際収支の赤字に対する解消に努力するとか、あるいはしようとしておるとか言ふのですが、この一つの事実を見ても、実に政府はだらしないと思ふわけですね。と申すのは、今お話の中にありましたとおり、これだけでもすでに赤字が二千万ドル以上に

もなつておるのでして、せつかく赤字解消に努めておる政府としては、こういう点についても日本のメーカール初め貿易商社並びに船会社等に対し一貫性のある指導をしていかなきゃならぬと思ふんです。この点について政府は、今銀行局長の話を聞きますと、この調節に非常に努力すると言はれておるのですが、いわばこの關係業者間における協議といひましようか、諮問をしたやうなことでもあるのですか。または諮問でなくとも、当局としてはそういう点について日本の国際収支の赤字、すなわち国際的な競争に対する対応策について、ただ努力をするといふだけでなくて、経済企画庁を中心にしてたしまして何か相談でもしたことがあるのですか。

○政府委員(大月高君) 貿易・為替の自由化の問題がやかましくなつて以來、業界に対しては十分、これは業界自体の存立の問題でもございまして、真剣にこの対策を検討いたしていただくように申し入れてございまして、現在大蔵省には保険審議会という審議会が設けてございまして、生命保険、損害保険両面にわたりまして、いかにしてこれを合理化し、かつ保険契約者に対して利便を増進するかという問題につきまして御検討願つておるわけでございます。で、先般この問題に關しまして、正式の諮問ではございませんが、非常に重要な問題としていろいろ問題があるという御説明を申し上げまして、あらかじめ今各委員の方に御研究を願つておる段階でございまして、いずれ正式の問題としてこの審議会において十分御検討願

いたしたいやうな心がまえをいたしております。

○野瀧勝君 先ほど銀行局長がお話になつたやうに、單に保険關係の領域だけの審議会では総合的な答へにはならないと思ひます。先ほど来お話にもありましたやうに、何といひましても、ただ業界だけの問題ではなくて、いわばメーカール並びに船会社、それから外国業者との関連、こういうものを総合的に、具体的に検討してでなければ、正しい解答が出てこないと思ふのですが、今のお話を聞くと、保険審議会に検討を願ふことにしてあるといふのですが、その保険審議会というものは、どの範圍で、一体どういふ構想でやろうとするのですか、この際お話を願ひたい。

○政府委員(大月高君) 現在、保険審議会は、大蔵省設置法に基づきまして、正式に大蔵省の付屬機關といたしまして設けられておるわけでございます。ここ数年來保険關係のいろいろな問題について御審議願つておるわけでございますが、構成員は経団連の会長、石坂さんを会長といたしまして、保険業界の代表者、学識経験者、それから産業界の代表者、そういう方にお集まりを願つて御検討を願つておるわけでございます。たとえば、船舶に關しましては三井船舶の社長の一井さんの御参加を願つておる。その他倉庫業界からも、一般の主婦連の關係の方からも、いろいろな各層にわたつた代表者を集めておりますので、今の国際取引、国際競争力の問題に關しまして、必ずしも保険業界としての検討ではなしに、全日本の各産業を網羅し、保険に關係のある業界の方その他、たとえば

東京大学の鈴木雄先生その他の商法及び保険業法関係の御専門の方もございまして、あらゆる面からこの問題を検討していただく、そういうことになっておるわけでございます。

○野瀧勝君 関係業界から多く出ておるといふようなお話でございますが、一体この総合的な経済施策をする経済企画庁などは関係してありませんか。よく、口を開くと、藤山経企長官などは経企庁としての総合的の意見を出しておりますけれども、内容は別個に何かやっておりますものと思われます。企画庁との関係はどうですか。

○政府委員(大月高君) 現在は、保険の關係に関する問題でございます。その中で、保険審議会において取り扱っておりますが、これが正式に立法を要することになりますれば、当然、たとえば運輸省でございますとか、企画庁でございますとか、全体の各省との調整を要する問題もあらうかと存じますので、必要に応じて審議会においてもいろいろ御意見を承りますが、最終段階においては当然政府部内における調整をやるということも考えております。

○野瀧勝君 そこで、ひとつ具体的に伺いたいのですが、こうした日本経済の一翼、いわば業界だけの問題ではなくて、日本経済全体に影響する問題は、今日始まったことではないのですが、一体保険審議会委員は何をばやばや今までしておったのでしょうか。

○政府委員(大月高君) 貿易・為替の自由化の問題は、昨年のIMFとのコンサルテーションにおきまして、いつ具体的にどういふ格好で自由化するか

という問題が、具体的な日程として上つて参つたわけでございます。いずれ本年の、三十七年度のコンサルテーションにおいても、いろいろまた議論があるというところだと思ひますが、われわれは平生から、国際競争力をつけようという面、あるいは一般の保険契約者の保護という観点から、保険行政について非常な努力を払つておるわけでございます。根本は保険業界のやがて合理化にあると存じておるわけでございます。一般的にはそういうような努力をいたしておりますが、貿易・為替の自由化の問題がござりまする具体的な日程に上りました以上、それに対してどうするかというところを真剣に具体的に考究する段階に入りましたので、今まで御説明申し上げたやうないろいろなステップをとつておるわけでございます。IMFのコンサルテーションで、かりに貿易・為替の自由化の結論が出ましたら、それは即日実施するということではなくて、一年ないし、その他特殊な事情があるものについては逐次自由化をしていくということになります。そういう意味で、立法の機会もその間にございまして、十分に案を練りまして、必要な措置が講ぜられるとすれば、十分この国会の御審議を経て結論を出したい、こういうふうに考えておるわけでありま。

○野瀧勝君 保険契約者の利害、これはもちろん直接的にはさういふことになりませんが、間接的にはこの利害が労働者の賃金の問題に影響し、その理由づけとなり、さらには農産物の原料などに對して農産物低価格として影響するということになるのでして、單なる保険契約者という直接的な利害の問題

だけではないと考へております。そこで、貿易の自由化を中心にお話が進められたというお答えがあつたのでございしますが、貿易の自由化はもう行なわれてから相当期間を経過する。大体この問題が起つて、日本の経済に大異状を受けておるわけなんです。特に外国業者と日本業者との差別についてですが、沖繩あたりの取り扱い、たとえば貨物、こういうものの取り扱いなどにつきましては、日本の保険業初め一般産業者は虐待されている。法律ではさういふことにはなつておりませんが、實際上において、さういふ点について何か御配慮したことはあるのですか。

○政府委員(大月高君) 現在、沖繩と保険取引は、保険業法の關係から申しますと、海外の取引ということに扱われておると思ひますが、沖繩における日本の保険事業がどの程度活躍しているか、あるいは沖繩にどういふような保険会社があるのか、どうか、どの程度の活動をしておるか、というところは、私さう非常な関心を持つて調べたことはございせんので、ただいまのところ資料を持ち合わせておりません。

○野瀧勝君 局長だけでなくて、説明者、こまかく答えて下さい。

○説明員(柏木雄介君) 東京海上会社が現地の沖繩の保険会社と業務提携をして、指導いたしておるものであります。

したことはないかといふようなことは、責任ある政府としては許されな。それは局長、その答はおかしいです。そんなことは長い間問題になつておる点でございまして、もしあなたの耳に入らぬとすれば、あなたの部下が怠慢だと思ふのです。こんなことはわれわれしるうとでさえも耳に入つておる。新聞にも伝わつておることな。でございまして。特にこれがために日本の業者は非常に迷惑をして、何とか政府でも手を打つてくれないかといふことを強く要望しているのです。

○政府委員(大月高君) 日本の保険会社の海外における活動の状況でございますが、具体的には、会社といたしましては二十七の会社が各国に出張所を置き、あるいは支店を置き、代理店を置いて活動いたしておるわけでございます。で、アメリカ、イギリス、香港、ビルマ、ブラジル、ベルギー等、各地にさういふ事業進出をいたしておる。が、沖繩に關しましては、今調査官から御説明申し上げましたように、一社が出ております。これは東京海上であると思ひますが、三十五年度における収入は二千八百萬、支出が百七十七萬、差引二千六百萬円の黒を出しておるわけでございます。それから、三十四年度におきましては、二千二百萬の収入がございまして、支出が百七十七萬、差引千四百萬の黒を出しておるわけでございます。で、これが全体、海外各国における活動状況においてどの程度の比率を占めておるかと思ひますと、三十五年度におきましては、海外における保険料収入が全体として八億九千万、約九億でございますので、九

億に對する二千八百萬程度のウェイトでございます。なお、保険料収入の点から申しますと、アメリカ合衆国からの収入が最も多いわけでございます。今、今の八億九千万のうちの六億二千四百萬円はアメリカでございます。

○野瀧勝君 局長さん、私の質問の仕方が徹底しなかつたと思ふのですが、具体的にいへば、これは外交上の問題になるから、そのことはあなたに聞こうとしたしませんが、ただいま沖繩は、お話のように、日本の領土でありながら海外的な取り扱いをしておるといわれますが、日本の領土であることと放棄しておるやうな印象を与えておるのですが、これが既成事実になつて、今後の外交上の問題にも日本にまづい結果を及ぼすと思ふのです。そのことは外交上の論議の問題として別の委員会に譲り、質問いたしません。今申されましたとおり、六割以上がアメリカの業者が取り扱ひをしておるのです。實際問題として日本の領土でありながら、どうしてさうした差別をされるのですか。

○政府委員(大月高君) 先ほどのアメリカの關係で申しました六億二千四百萬というのは、日本の保険会社がアメリカへ進出したしまして、アメリカの保険を取つておる数字でございます。さういふ意味で、アメリカの会社から進出されておるということではないわけでございます。

それから、沖繩の關係におきましては、もちろん潜在的領土権を持つておるわけでございますが、現在のほかの制度におきましては、外国として扱つておる面がいろいろあると思ひます。この保険の關係におきまして、沖繩

億に對する二千八百萬程度のウェイトでございます。なお、保険料収入の点から申しますと、アメリカ合衆国からの収入が最も多いわけでございます。今、今の八億九千万のうちの六億二千四百萬円はアメリカでございます。

○野瀧勝君 局長さん、私の質問の仕方が徹底しなかつたと思ふのですが、具体的にいへば、これは外交上の問題になるから、そのことはあなたに聞こうとしたしませんが、ただいま沖繩は、お話のように、日本の領土でありながら海外的な取り扱いをしておるといわれますが、日本の領土であることと放棄しておるやうな印象を与えておるのですが、これが既成事実になつて、今後の外交上の問題にも日本にまづい結果を及ぼすと思ふのです。そのことは外交上の論議の問題として別の委員会に譲り、質問いたしません。今申されましたとおり、六割以上がアメリカの業者が取り扱ひをしておるのです。實際問題として日本の領土でありながら、どうしてさうした差別をされるのですか。

○政府委員(大月高君) 先ほどのアメリカの關係で申しました六億二千四百萬というのは、日本の保険会社がアメリカへ進出したしまして、アメリカの保険を取つておる数字でございます。さういふ意味で、アメリカの会社から進出されておるということではないわけでございます。

それから、沖繩の關係におきましては、もちろん潜在的領土権を持つておるわけでございますが、現在のほかの制度におきましては、外国として扱つておる面がいろいろあると思ひます。この保険の關係におきまして、沖繩

は一応外ということで取り扱つておるわけでございます。これが政治的に沖繩がわが國に復帰する問題、そういう問題は別途また外交上の交渉においてきめらるべきことだと思つてわけでございます。

○野澤勝君 多分御承知だと思つてますが、保険事業だけでなく、日本の船舶業者も非常に不利益を招いておるのです。今回の予算を見ると、一億何千万円の利子補給をしたり、その他長期低利資金融資を行なつてはいる予算でございますが、政府としてはその前に、なぜこうした当面不平等な施策を改めることにしないか。日本の潜在領土でありながら、日本の船舶が貨物の取り扱いを自由にできないというこの不利益、こうした問題をなぜ解決するように努力しないか。もっと具体的にいへば、日本国内から貨物を沖繩に輸送する場合、沖繩で船舶の着いた那覇港で荷揚げをするとか、帰航の場合日本内地に運搬荷を受けるためたとえは白浜港から荷物を内地に運ばんとすると、それは相ならぬということになつておるのです。かようなことですね、船舶がからで歸つてくるといふやうなこと、これでは船舶業者はますます赤字になつてくる。民族産業の圧迫である。そういう点、あなたの直接関係ではございませんから、お答えは求めません。しかし、これが事実なんです。保険のほうでもそうじゃないですか。実際に日本船舶業者のそういう事実、現実の姿でございますから、勢ひ日本の船舶業者の損保取り扱ひ数量が少なくなつてくる。そうすると、損害保険のほうも取り扱う数量及び額が少ないために營業的に非

常に不利益を招くということになるのです。沖繩の潜在領土権を持つておるとするならば、この点を強くアメリカに向かつて折衝するといふことを大蔵當局としては意見を出してしかるべきものだと思うのですが、こういう点はどうでございますか。

○政府委員(大月高君) 保険関係は……。

○野澤勝君 ちょっと待ちなさい。あなたが具体的な答弁をされたあとに、きょうは大蔵が来ておりませんから、政務次官が大臣にかわつて答へられるよう。結論として、政治的な問題です。から、あとから政務次官にお答えを願ひたいと思ひます。さうやう注意いたします。

○政府委員(大月高君) 保険の事業、特に損害保険の事業を今の船舶あるいは積荷の關係、あるいは現地にございます建物に対する火災保険、いろいろな關係があるわけでございますが、保険は何かさういふ具体的な關係にフォーローして参つておるわけでございます。いまして、保険だけ特別の扱いをするといふのも、なかなか實際問題としてはむずかしいのではないかと考へておるわけでございます。しかし、沖繩の問題自体につきましても、われわれといたしましては、大きな意味の外交の問題として、国民の一人として一日も早くこれが復讐されることを希望するのでございまして、われわれ行政の當局としても心から、さういふふうに日本の保険会社が沖繩におきまして自由になつていろいろな制約なしに活動できる日が一日も早く来る日を希望いたしておるわけでございます。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま野澤委員から御質問になりました沖繩とわが國における將來の關係につきましても、御指摘の通りに、潜在領土という考へ方に立つて、広い意味のやはり外交問題で解決をつけなければならぬと思ひますが、やはり当省といたしましても、いろいろな經濟上の問題、たゞいま御指摘になりました保険の問題、あるいは船舶の交通の問題等、たいへんに大きな問題が内在しておると思つてございまして、つきましては、これらの問題につきましても、当然たゞいまでもこれらの問題を解消いたしまして、ために政府は努力をいたしております。この間は間違ひのないのであります。その努力を払つて日本に復讐いたします方向に持つていつて、これを經濟の順調な發展ができるように努力をいたしたい、かように存じております。

○野澤勝君 これは答弁は必要といたしません。これは私の意見を申し上げておきたいと思ひます。

政府は國際収支の赤字の問題につきまして非常に悩み、かつ努力をしておると申されますが、いつまでたつてもその展望は明るくならぬのです。具体的には、今まで申したような不利な事実が出ておるわけなんです。これは大きな額とは申しませんが、一つ一つ解決することによつても、日本の國際収支は前進するわけでございます。この具體的問題の解決に政府はやつてもらひたい。これはわれわれ國民にもわかつておる問題ですから、このことをひとつ努力をして、遠い將來の經濟展望のことなどは今のところじゃ見通しがつかない、實際問題として、だから、これは現実に解決し得る

問題なんです。日本の經濟に貢獻することになるのですから、具体的にその成果のあがるように、日本の民族産業の有利になるように、十分關係諸君に連絡を願つて努力するよう、強く要望しておきます。

○木村福八郎君 二点ばかり伺ひたいのですが、さつき政府の御答弁で、この船舶保険自体では赤である、さうして証券その他の資産の運用によつてまあ責任準備金とかあるいは配当ですかというふうな状態になつておるといふのです。その点はどうもよくわからぬのです。その点で、その業務自体は赤である。それで、その他の資産の運用によつて収益を——収益という言葉でない、配当をやつていふのでしよう。配当なんかさういふ収益でやつていふことですか。これはどうも私は理解がいかないので、その事業自体は赤であるといふことが、それはもう少し具体的に説明していただきたいのですがね。

○政府委員(大月高君) 具体的に数字をもつて御説明申し上げます。昭和三十五年度の数字を概観いたしますと、まず収入の問題でございますが、正味の収入保険料が三十五年度におきまして九百七十一億、約千億足らずというものがあつたわけでございます。それで、その中から正味の支払い保険金、事故がございましてと保険金を支払います。これが四百二十五億。すなわち、収入保険料の九百七十一億に對しまして四三・九%、約四四%という数字になつておるといふことでございます。それから、人件費、物件費その他の、正味事業費と申しておりますが、これが四百億ちやうどでございます。パー

セントにいたしまして四一・三%という数字になるわけでございます。そういったしますと、事業活動といたしましては、正味の収入保険料から保険金を支払ひまして事業費を支払ひまして、差し引き残りが百四十四億というふうな数字になつております。これが四一・八%。それで、この百四十四億に對しまして、さらに、先ほど御説明申し上げましたように、責任準備金を積み必要があるわけでございます。これは、たとえば三十五年度で申しますと、保険料を収入いたしまして、さらに三十六年度にわたつて損害が出る可能性がございしますので、さういふものに対する留保をとつておく必要があるわけでございます。さういふ意味で、責任準備金の三十五年度の積み増し額は百六十九億、さういふことになつております。これが今の正味の収入保険料に對しまして一七・四%ということでございます。それから支払い準備金——同じような性質のものでございしますが、やはり準備金の積み増しが、支払い準備金といたしまして十六億でございます。これが一・七%でございます。さういたしますと、事業利益は、今の差引きとしますと、三十四億という赤が出るわけでございます。パーセントにいたしまして三・七%、正味収入保険料に對しまして三・七%の赤が出る。それじゃ、この赤をどういふふうに処理いたしておるか申しますと、一つは貸付金及び株式の配当金収入がございまして、これが百三十三億でございます。パーセントにいたしまして、正味保険料に對しまして一三・七%の利息及び配当収入があるわけでございますが、その他雑損益といたし

ていくというのが大体の考え方でございます。

のお話ですと、何か事業自体が赤のよ
うに聞こえたのです。それじゃおかし

が、保険の行政ないし保険会社自体として、保険料を一体幾らにしたらい

ていろいろ質問をしましたが、シッ
プ・アメリカンの問題ですが、これに

してくれるわけでございます。そういたしますと、ワシントン輸銀の توسطで

おります。シップ・アメリカンという制約がはずれるわけでありまして、それは直接ワシントン輪船が貸してくれるのと違つてございませう。そういうような点もいろいろ具体的な話としてわれわれとしては十分努力いたしておるわけでありませう。

●木村禮八郎君 その努力という意味はよくわからぬのですが、今お話では、一つの具体的なケースだけを何ったのです。借入も輸出銀行の保証による市中銀行の借入れに振りかえれば、シップ・アメリカンの適用を受けないで済むというようにお話ですが、それは一つ具体的にわかりましたが、その他について向こうにやほりいろいろ折衝をしなければならぬと思つて、それが、これだけでなく、いろいろ問題があると思つて、大蔵省として、国際收支改善の見地からバイ・アメリカン問題ももちろんあるわけですが、そういうものを含めて、総合的にアメリカに要請しなければならぬ。非常な片貿易ですね。全体としてお話にならないほど片貿易なんです。そういう点についてもっと強く要請してもいいのじゃないかと思つて、そういう点、これも含めて全体として大蔵省としても、基本的なそういう案を立てて積極的に要請すべきじゃないかと思

うのですが、それはあなたに質問をしてもこれは無理かと思つて、何か事務当局としてそういうようなことを作業されておるかどうかが。

●政府委員(大月高君) どうも対外的にそういう交渉がわれわれの所管でございませう。具体的な問題についてどの問題がどう扱われているか、実は詳細承知いたしません。従来いろいろな綿削の問題につきましても、たとえばワシントン輪船から借りる場合も、従来非常にやかましく言われておりましたのを、先般この前の交渉においてそれを半分にしてみたら、たいていよりなことでもございませう。ただ、一般的にシップ・アメリカンの原則をアメリカのほうで撤廃するかどうかというよりな問題になります。なかなか個別のお話だけでは済まない。アメリカのむしろ国内のプリンシプルというものがございませう。これは世界各國に適用しておる問題だと思つて、しかし、われわれの希望も、たしかに、そういう条件をはずして、フリーに貿易してもらいたいというのが基本原則でございませう。あつた機会をとらえて、われわれの立場をいましてはいろいろやってみたいと思つて、私の局だけの立場でございまして、私の局だけの立場で、どういふようにお答えしていいか、率直にいつてわからないのであります。

●木村禮八郎君 アメリカは非常に日本本の自由化を強く要求しているわけですが、アメリカが直接というよりは、さつき言つたように IMF を仲介にして、日本に非常に自由化を強く要求しなうと、日本に対して不自由化の状

態にあるわけですね。ですから、そういう点、これは大蔵省だけでもないのです。政府全体の問題だと思つて、すよ。ここで今あなたに申し上げても答弁できないのは無理からぬと思つて、この点、強く政府全体として取り組むように、大蔵政務次官から何かこれに対してお答えがあればお答えしていただいて、つこうなんです。お答えをございませう。

●政府委員(堀本宣実君) ただいま木村委員の御指摘になりました IMF の関係、あるいは自由化の促進をアメリカが相当強く要求しているというところ、また貿易の実態から考えてみても、片貿易でございまして、将来シップ・アメリカンの問題にいたしましても、バイ・アメリカンの問題にいたしましても、わが國における貿易上の不利益という問題が相当多くございませう。御指摘のように、今後いろいろ経済交渉あるいは経済会議等も開かれると存じます。また外交上の問題等もございまして、御指摘になりましたような問題は、今後アメリカに要請することについてはどうかと思つて、御指摘の通り、そういう立場に立つて具体的な交渉を一つ一つ積み上げていかなければならぬ、さういふ存じておる次第でございませう。

●木村禮八郎君 一応私の質問はこの程度に……

●永末英一君 算定会料率から協定料率に変わるとしますと、全体の傾向として上がりますね。

●政府委員(大月高君) 大抵の傾向をいたしましては下がっていくというように考えております。それは、現実的にこの本日お配り申し上げております造船船の保有船舶の推移の表でござらん願ひまして、おわかりでございませう。新造船がほとんどウエイトをふやしてございまして、全体としての八二%というものが三十五年度の数字でございませう。昭和二十七年で四三%しかなかった新造船が、ほぼ率において倍になつておるといふようなことでもございまして、新造船はやはり事故率にございまして、低いということになります。算定会料率か協定料率かというところは別にいたしまして、逐次これは低下していく数字だと思つて、それから、戦艦船とか老齢船の問題は、本来事故率が高いわけで、保険料は高かるべきものでございませうけれども、これは政策的にわれわれが認可事項として持つておりました、非常な高騰をしないように押さへるに持つていくということになります。全体としての保険料率は、実勢よりもさらに低いところを押さへるだらうと、そういう一面を含めまして、今後協定料率になりますと、国際競争の面として非常に料率を上げますと競争力がなくなるというやうな実態もございませう。いろいろな要素を考慮せまうと、保険料率はまあ次第に下がっていくだらう、さういふふうに考えておるわけではございませう。

●永末英一君 協定料率になつて下がっていく傾向だという理由の中で、新造船がほとんどふえてきておるといふことが理由の一つだと。しかし、新造船がふえていくということは、別段算定会料率であらうと協定料率であらうと、船の質が変わつてくるのでさうなんだというところであれば、今算定会料率から協定料率にして、独禁法の規

定から除外する積極的な理由がどこにあるかというところを、その点に關してひとつ御説明を願ひます。

●政府委員(大月高君) この算定会料率を協定料率に変へます理由は、積極的に保険料率を算定会料率に比較いたしまして下げていくという意味ではございませう。むしろ現在の算定会料率に非常なあらいものでございませう。これを協定料率に変へることによって、船の性格、会社の持つております全船舶の特性、さういふものを考へて、きめ細かい料率を作れるだらう。それは海外に對しても、今算定会料率は公にされておりました。国際競争上不利なわけではございませう。協定料率になりますと、これは船会社と保険会社との間の約束になります。必ずしも海外に明らかにしないでも済むというやうな、国際競争上の利益もある。さういふ面を法律改正を考へておるわけではございまして、それじゃ、さういふ意図で改正するといつたしまし

て、逆に算定会料率に比べて上がるんじやないかというやうな心配があるかという点になります。その心配はないという消極的な意味として御説明申し上げたわけではございませう。

●永末英一君 現在では、この算定会料率と国際的な保険料率と比べた場合に、国際水準のほうにむしろきめこまかくいへば低いところがある、それで競争上不利だと、さういふことですか。

●政府委員(大月高君) 水準といつたしましては、ご存じのように、今国際競争にさらされておりましたので、大体同じと。ただ、きめ方が非常にあらわいわけではございませう。その個別の問題

について必ずしも競争上有利でない点
が個別的にある、こういう問題かと思
います。

○委員長(棚橋小虎君) 暫時休憩いた
します。

午前十一時五十五分休憩

午後一時三十三分開会

○委員長(棚橋小虎君) 午前に引き続き
き、委員会を開きます。

し、脳専売法を廃止する法律案を
議題といたします。

質疑のある方は御発言願います。

○荒木正三郎君 初めにお伺いいたし
たい点は、今度の専売制度の廃止の問
題ですが、これは三十五年、この調査
会の答申といいますが、調査会の決定
に基づいて今度のし、脳専売制度の
廃止、こういうふうな事になったの
か、それを……

○政府委員(谷川宏君) 三十五年の三
月に、大蔵大臣の諮問機関であります
専売制度調査会から大蔵大臣に答申が
出されております。その答申によりま
すると、し、脳専売制度はその存在
の意義がなくなつておるもので、

し、脳生産者の転産対策、また
し、脳流通機構の育成等を十分に
考慮しながら、し、脳専売廃止を実
現することが適当であるという意味の
答申があつたわけでございますが、そ
の後大蔵省におきまして、あるいは専
売公社におきまして、し、脳専売制度
を答申のとおり廃止することが適当か
どうかという点を慎重に検討をし、
また関係業界の意向等を十分に聞きま
して、その結果答申のとおり廃止する
ことが適当であるという結論に達しま

したので、今回法案を提案した次第で
ございます。

○荒木正三郎君 それで、この専売事
業の意義がもうなくなつておるという
一番大きな理由は、どういふところに
あるのですか。

○政府委員(谷川宏君) し、脳専売
制度は、元来、台湾を領有しておしま
した時代において、台湾のし、脳専
売制度を發展させるために、内地にお
きまして内地の生産物であるし、脳
の価格を安定する必要があること
によりまして、内地、台湾共通の専
売制度を設けて、そして日本の特産
品であるし、脳が海外市場におきま
しても価格の安定をはかるというこ
と、そういう必要によつて内地、台湾
共通の専売制度を設けたわけござい
ますが、戦後台湾を失ひ、また戦後の
世界の産業界の技術革新等もありま
して、し、脳にかゝるべき品物の進出
が目ざましく、今日ではし、脳の経
済的な価値が戦前に比ばまして非常
に小さくなつて参つたわけでありま
す。日本の特産品であるという点は
ございせんけれども、御承知のと
おり、合成し、脳との関係からい
ましても、天然し、脳は価格が若干割
高でございまして、またセルロイ
ドにいたしましてはプラスチック製品
等の発達によりまして需要が少なく
なつておるもので、国民経済的に見
てし、脳を専売制度のもとに価格統
制をするという必要が少なくなつて
きた。これが専売制度を廃止するの
に至つたおもな理由でございます。

○荒木正三郎君 そすると、一つは
何ですか、台湾といふのがなくなつ

た、そういうことが一つの理由です
か。

○政府委員(谷川宏君) し、脳の日
本における経済的な重要性が失われた
といふことの一つの理由として、台湾
を失ひ、内地、台湾両方のし、脳を
同じ歩調で國が保護育成するといふ内
地、台湾共通の専売制度の意味が、そ
ういふ点で失なれたといふことで
ございます。

○荒木正三郎君 そすると、調査会
の答申で、し、脳専売事業はそ
の意義を失つておるというの、一つ
は台湾を失つたといふことをさして
おるのですか。

○政府委員(谷川宏君) 三十五年三月
の答申を見ますと、一つには、台湾
を失つて國內の生産額が少額となつ
た、もう一つは、先ほど御説明しま
したように、合成し、脳、プラスチッ
ク等の新製品の出現とその発展に伴
つて天然し、脳の用途が狭まつた、こ
ういふ二つのことからいたしまして、
し、脳専売は単にわが國の特産物の
維持といふ意義しか認められないこと
になつて、そのためにし、脳専売事
業が年々赤字を招き、その改善に努
めをしたけれども、今では専売事業と
しての意義を失つておる、かように書
れておる次第であります。

○荒木正三郎君 それで、し、脳の
専売事業ですね、これは最近事業とし
て成り立つておるのかどうか、そ
ういふ点を若干説明願ひたいと思
います。

○政府委員(谷川宏君) し、脳の生
産事業は、現在五百四の工場によつて
生産されております。最近の経済情勢
を反映いたしまして、その原木が割高
になつて参りましたし、また山の労力

が減り、またその労賃が上がりきみで
ありますので、し、脳のコストの
中に占める原木代が二五〇程度、それ
から労務費が四〇〇程度占めておりま
すので、こういふたような関係で、
し、脳生産者はコスト高に悩んでお
ることは事実でございます。そこで、
昨年の八月、専売公社の買上げ価格
を二割引き上げたわけでございます
が、その結果、コスト的には大体全体
から見ますと引き合ひ状況でござい
ますが、しかし労賃の上昇傾向はまだ
続いておりますので、今のような零
細な近代化されない設備によつて生
産を続けておる現状におきましては、
なかなか苦しいといふのが実情でござ
います。

そこで、今回専売制度を廃止いたし
まして――廃止いたしますと、現在
は生産の割当を毎年行なつております
が、割当数量以上に作りたといふも
のがありまして、なかなか希望が達
せられない。今度廃止いたしますと、
と、自由に生産ができるようになります
するし、また専売廃止に伴ひまして企
業の合理化資金を出すことになつて
おりますので、それによりまして、現
在の零細な企業があるいは集中する
ことによつて、合理的な経営が可能に
なるように配慮していくわけございま
す。が、そういたしまして、今後は
し、脳生産者もほかの自由企業並
みに努力次第で相当の成績をあげるこ
とができることにならうかと思いま
す。

その理由は、現在、先ほど申したよ
うに、合成し、脳とか代替品が出て
きておりますけれども、やはり天然

し、脳の需要といふのは、日本にお
いてまあ三千トンはこゝ当分下らない
といふ見込みでございますので、現在
の五百四の工場がある程度転産して
少なくなつても、残つた人たちが
その経営を合理化し設備を近代化す
ることによつて生産を上げる努力をする
ならば、今よりもっと企業の経営内
容はよくなるであらうと、こういふ見
通しを持っております。

○荒木正三郎君 今の説明、ちよつと
おかしいと思ひますがね。専売
事業をやつておるよりうまくいかない
し、脳専売事業をはずすと、うまくい
くといふようなお話しに、私とれるので
す。

○政府委員(谷川宏君) 専売制度のも
とにおきましては、し、脳専売法に
よりまして毎年各生産者の割当を専
売公社が決定することになつており
ます。それから、専売公社が収納価格を
あらかじめきめることになつており
ます。で、この収納価格は、主要な生
産者の過去における実績のコストを中
心にして、し、脳の需給関係と海外市
況の動向等をにらみ合わせながら、一
応きめるわけでございますが、必ずし
もそれによつて一番能率の悪い企業
のコストをカバーするといふことにな
つておるわけで、平均的な生産費とい
うものを中心にきめておるわけござ
います。が、今度専売制度がなくなり
まして自由企業になりますと、生産
の割当がございせんから、各生産者
ごとの適当な規模に応じた生産量を
あげることができまして、また現在のよ
うな設備、専売制度のもとにおいては、
助成措置といふものがなかなかとりに
くい関係もございまして、今回廃止

に伴う合理化資金を得て、それによつて設備を近代化するならば、各企業のコストも相当下がるということになりますので、専売制度のもとにおけるよりも、自由企業になり自由競争を行なつた場合のほうが、それぞれの企業の努力は必要でございませうけれども、生産者としては立場上大部分の者が有利になるというふうに考えております。

○荒木正三郎君　そうすると、今の専売事業の場合は、ある程度価格というものが上からきまるわけですね。これははずすとして、今後は自由価格になるんだらうと思ひますがね。その場合に十分生産者が経済的に立つていくのかどうか。去年二割の引き上げをしたというお話でしたが、これはさっきの説明ですね。しよら脳自身の経済的地位が非常に低下しているというふうな点から関連して、今後立つていくかどうか、今の価格を保持しながらやってくるのかどうか、その点の見通しはどうですか。

○政府委員(谷川宏君)　専売廃止後、しよら脳生産者は十分に企業的に採算が合うようになると考えております。その理由は、現在五百四工場がございませうけれども、まだ専売公社におきましても、専売制度廃止後事業をやめるかあるいは存続するか、その振りわけの見通しについて確定した数字をつかむ段階に至つておりませうけれども、大体のところ、私どもが業界の方々から聞いたところによりますと、三割程度はこの際しよら脳生産事業をやめまして転産したい、こういうものが多いと見込んでおります。残り七割の方々が引き続きしよら脳生

産事業を続けるわけですが、三割程度のやめる方々は、自由経済になつた場合に競争上もう太刀打ちできないであらう。ことに現在は一事業主として六割程度の生産高でございませうが、残る人々は、たとへば十人が一団となり、あるいは二十人が集まりまして、今より以上に集中生産をする計画であるわけでありませう。一方、各生産者は協同組合を組織してございまして、協同組合を通じて需要者に販売をするという建前になっております。そこで、今後専売廃止後におきましては、たびたび申し上げておりますけれども、合理化資金によつて設備を近代化する、あるいは集中生産を行なうというところによつて、今よりもコストは下がるはずでございませうが、その価格のきめ方も、協同組合の組織全体として需要者との程度の価格にするか交渉することにならうと思ひますが、大ざっぱに申し上げまして、今の公社の取納価格よりも高くなるということにはあないと思ひます。その場合におきましても、コストが相当下がります。また、一位当たりの労務費が少なくて済むわけにございませうので、経済的にはよくなるというふう

に考えております。

○荒木正三郎君　それで、専売公社としては従来これは利益をあげておつたものか、あるいは相当な損益、欠損をしてやつてきたものか、そういう点の内容を少し説明して下さい。

○政府委員(谷川宏君)　専売公社以前は大蔵省専売局で扱つていたわけにございませうが、明治、大正年間におきましては、全体として利益をあげておりました。それから、昭和元年から

昭和十九年まで、すなわち戦前におきましても、かなりの利益をあげておりました。これは台湾のしよら脳の生産が、五、六千トンございませうが、そういうわけで世界のしよら脳業界において指導的地位を占めておりましたので、台湾を含めまして日本の専売公社がきめる販売価格が世界市場で決定的な立場にありまして、こういう利益をあげたわけにございませうが、戦後は昭和二十年から三十五年まで、合計いたしまして三億四千百万円の損失になつております。これは物価の関係を調整しなければいけません、かりに三十五年度の日銀卸売物価で換算いたしますと、十一億三千万円の赤字になるわけにございませう。最近の状況を見ますと、三十五年度は四百百万円の黒字、三十六年度は約一千万円の黒字の見込みでございませうが、それ以前の年代、すなわち三十四年度は八千四百百万円の赤字、三十三年度は一億三千万円の赤字、三十二年度は九千六百万円の赤字、三十一年度は九千八百百万円の赤字というふうに、赤字の時代が続いてるわけにございませう。

○荒木正三郎君　しよら脳の価値というものが下がつてきたという問題に関して、ちよつとお尋ねいたしますが、合

成しよら脳等が出てきて、しよら脳でなければならぬということ是非常に薄れてきたと思ひます。しかし、しよら脳でなければならぬというものがまだあります。今日でも、

○政府委員(谷川宏君)　まだ若干ございませう。

○荒木正三郎君　どういふものですか、ちよつと……。

○政府委員(谷川宏君)　たとえば、めがねのふちに使用するセルロイドでございませうとか、あるいはまた医薬品、カンフル注射のカンフラ、それから農薬関係等に若干ございませう。ただ、代替品でも用途としては間に合うという場合におきましても、天然しよら脳のほうが品質的にいいという点はございませう。

○荒木正三郎君　それで、先ほどから先ほど必要が三千万と申しまし

たが、その中の半分がセルロイドの用途に充てられるわけにございませうが、しよら脳自体として防虫用、あるいはインドにおける宗教用の儀式でしよらをたくという場合も、品質的に見ますと天然しよら脳のほうがまさつておるといふ点はあるわけにございませう。

○荒木正三郎君　それで、先ほどから先ほどは、業界ともよく話し合ひをして、大体合意に達したといひます。か、了解し合ひことができたので、この法律を出すことになったといひますが、業界と話し合ひといひるのはどういふ内容ですか。

○政府委員(谷川宏君)　業界を二つに分けて、生産者の業界と、それから公社からしよら脳を買います利用加工業界、まず第一の生産者の業界との話し合ひでございませうが、協同組合組織がございませうので、協同組合中央会といひます。それから、主要生産地でありませう鹿児島県、熊本県、あるいは福岡県、その組合の連合会長といひます。話し合ひをしたわけにございませう。で、生産業界の方々は、先ほど申し上げておりますように、現在の設備を何とか

して近代化する必要があるといひます。また、今のような零細企業であつては、ことに貿易・為替の自由化に伴ひまして合成立しよら脳が自由に輸入されるといふ時代になりますと、どうしても太刀打ちできかねますので、百トンあるいは二百トン程度の工場で集中生産をしたい。それには相当の資金を要するわけにございませうが、専売制度の廃止に伴ひまして、そういう合理化資金を出してもらえる道があるならば、この際しよら自由企業としてお互いに競争しながら品質の改善あるいはコストの引き下げをやつていきたい、こういう観点から一日も早くそういう事態が来ることを希望しておつたわけにございませう。

法案を提案するに至った次第でございます。

○荒木正三郎君 それで、合理化資金といいますが、専売制度廃止に伴う業者に対する国の援助ですね、そういう点は、その中身ですね、大体どういうふうになっていきますか。

○政府委員(谷川宏君) 三十七年度の日本専売公社の予算案の中に、しょう脳専売廃止に伴う交付金として、五億六千万円計上されております。

○荒木正三郎君 その内訳は。

○政府委員(谷川宏君) 五億六千万円を積算いたしました内容といましては、かりに現在の五百余のしょう脳生産工場が全部やめるとした場合の営業所得の三分分、それからそれらの工場が雇用しております従業員の退職手当として六カ月分、第三には、五百余の工場の現有設備の原価を補てんするための費用、第四には、協同組合におきまして組合員が全部なくなるとか大部分廃業することによって協同組合自体を清算する必要があるという場合の清算費用等、これら四つの項目を過去の実績によりまして計算をして積み上げますと、五億六千万円になるわけでございます。

○荒木正三郎君 その中で、従業員の給与の六カ月分、八千万円ですね、これは実際どういうように使われますか。

○政府委員(谷川宏君) この専売事業廃止交付金は各生産事業の経営者に交付されるわけですが、経営者が交付金を受領した場合におきましては、それぞれの項目に従いましてその交付金が使われるようにと思っておりますが、ただいまの従業員の退職手当

相当額六カ月分は、各生産者が交付金を受領した上、従業員に退職手当を払うということになろうと思っております。

○荒木正三郎君 この八千万円はいくらかという問題もありますが、かたにいいとしても、八千万円が労働者に確実に渡るのかどうか、若干問題があると思いますが、この従業員で作っている労働組合等の意見を聞くこと、この問題については専売公社とまだ話をしておらず、どうやっておられますか。

これは先ほど、関係業者と話し合いをしてこようという結論になったという話ですが、その関係業者というのは、結局生産者、経営者、それから利用加工業界の組合で、私はもう一つどうしてもそこに、やはり専売制度を廃止するといふ副目的のことなので、労働組合としてはこの問題は死活に關する問題ですから、労働組合とは十分話し合いが行なわれてしるべき問題ではないかというふうに思いますが、この点の話し合いが行なわれていないというところは、どういふことなのでしょう。

○政府委員(谷川宏君) 現在のしょう脳の生産者の実情を調べてみますと、その従業員の数でございますが、全体の中で割合として一番多いのは、一工場四人から五人までの従業員を持つて、これが二百三十一工場、それから六人から十人までが二百六工場、これを含めると八七〇になるわけでございますが、十一人以上の工場はわずか十二工場でございます。このように従業員の数は非常に少なく、非常に零細な企業でございます。労働者の団体の中にはあろうかと思っておりますが、

私も生産者の組合から聞いたところによりまして、全体として労働組合を組織しているものはいないようになり知しております。また、この従業員も季節的な作業関係がございまして、一年に二百日程度、それも蒸留関係の中心の仕事をしますのは百六十日程度でございます。季節的な労働者が中には相当の割合でございまして、もちろん、私も、これらの従業員が退職いたしました場合に退職手当を企業が払うことが適当であらうと考えて、企業者に交付する交付金の中にそういう要素も含めて計算しているわけでございます。また、それがそのとおりに退職者に退職手当として支給されることをできるだけ確保すべきだと思っておりますが、私どもの考えは、専売制度廃止は、専売制度のもとにおいて割当を受けあるいはまた公社の指導監督を受けておいたものは、しょう脳生産者——企業者でございまして、その企業者に総体として交付金を交付し、それぞれ使途によつて生産者がそれぞれ金を出さうというところが適当であらうと考えているわけでございます。もちろん、私も、しょう脳の生産組合を通じて、十分御趣旨が徹底するように努力したいと考えております。

○荒木正三郎君 極端な零細企業ですね、こういふところでは労働者の立場というのは非常に弱いわけですね、一般に、しょう脳の場合もそうだろうと私思ふんですが、五億六千万円交付金として出す、その中には従業員に対する手当等も考えてあるというところで、あつても、実際はこれが専売公社のほうで考えているように実施されるかどうかというところは、私は相当疑問に思ふんですけれども、どうもそういう点の保障がないというふうに考えるので、何か少し積極的なそういう面における保障ですね、ないものでしょうか。

○政府委員(谷川宏君) 交付金を交付する方法等につきましては、この法律に基づきましてできまして大蔵大臣の諮問機関であります臨時しょう脳事業審議会において十分慎重に検討していただきまして、できるだけ確実に退職者に退職手当が支給されるような方法があるかどうか、十分研究していただきまして、できるだけ御趣旨に沿うことができるように努力していきたいと思ひます。

○荒木正三郎君 それでは、審議会がでるようですが、審議会ですらういふ労働者の立場を主張できるようなメンバーというものを考えておられますか。

○政府委員(谷川宏君) 審議会の委員は予算上九名認められておりますので、できるだけ関係業界の代表の方も入つていただき、また問題が非常に重要な問題でございますので、学識経験者も委員になっていただきたいと思います。特に関後自由企業になつた場合の合理化の具体的なやり方代表の方を委員になつていただくことに予定いたしておりますが、生産者の代表の方々ももちろん従業員の立場も十分に考えていろいろ審議していただくはずでございますので、審議会におきまして今の点検電に検討いたしましたと思ひます。

○荒木正三郎君 どうも今の答弁では、私は納得しないわけですね。生産者が労働者の立場を十分考慮するだろうというところでは、十分でないと思ひます。こういう零細企業の従業員というのは、非常に立場が弱い。特に、先ほどお話をあつたように、いわゆる一年のうち百五十日なり二百日、出かせぎといひますが、そういう格好で雇われておるといふものの身分というものは非常に弱いですね。そういう人たちに對する保障といふものは、これはなかなか生産者がその利益を代弁するといふようなことは、實際上むずかしいと思ひます。審議会にもっとほかにこういふ立場を主張し得る人を一人ぐらいはね、九人あれば入れる余地はあるのじゃないでしょうか。

○政府委員(谷川宏君) しょう脳生産企業に從業してあります従業員は、先ほど数字的に申しましたように、五百余の工場にばらばらでございまして、その団体といふものもございまして、それであるからといって、十分その立場を考慮しなければいけません。学識経験者の委員になつていただく予定の方々につきましては、専売制度調査会におきまして、いろいろしょう脳専売の問題について十分力を尽くされた方でございますので、その事業の内容については十分理解をされておられる方々でございます。で、私どももいたしまして、この従業員の方々の退職手当がそのとおり従業員に渡るように、できるだけそういう方向で指導することについて審議会でも十分慎重に検討していただくことにしたいと思ひております。

○荒木正三郎君 たとえば、従業員で労働組合はあまり結成されていないというふうなお話ですね、それはこういう小さいところではなかなか労働組合を作るというところは容易でないでしょうから、できていないと思うのですが、しかし、専売公社の中に労働組合があるじやありませんか、従業員でなくてね。そういう人たちが、かわってこれは十分私は代弁し得るあれを持っていると思うのですがね。そういうことを考えられたらどうでしょう。

○政府委員(谷山宏君) お言葉を返すよりでたいへん申しわけないのでございますが、この従業員を各企業ごとに、五百名の工場について、しよる脳専売法廃止の時点において従業員の数を確実に調べるということも、何分山の中において炭焼き小屋程度の規模において生産をしておられる方々でござい

ますので、また季節的な作業の關係もございまして、十分具体的に企業ごとに人数を調べ、それに応じて退職手当を配分するということは、技術的になかなかむずかしいわけでございます。そこで、交付金の交付の方法も、これも臨時しよる脳事業審議会に諮りまして慎重に検討していただくつもりでございますけれども、できるだけ実情に合ったような交付の方法をやるといたしますと、一キロ当たり何円というふうなことで交付せざるを得なくなるのではなからうか。その場合に、退職手当相当額につきましては、各企業ごとに十分従業員に渡りますようにいろいろな角度で指導して参りたい。たとえば交付金を交付する場合におきまして、各企業者について内訳として退職手当はどのくらいの金額になる

か、十分従業員と話し合いをつけてほしいということ指導するなどの方法で、交付金を受け取った生産者が退職金を払わないということがないように、万全の措置を考えて参りたいと思

います。○荒木正三郎君 この問題は私はちよつとまだ納得しがたい点があるんですが、次にお尋ねいたしますが、五億六千万円ですね、これは一応専売制度廃止に伴う経過措置として出される金だろつと思つたのですが、先ほどのお話では、設備の近代化、合理化等をやつていかなければならぬ。それは相当な資金が要すると思うのですが、それはこの五億六千万円とは關係がないのでしょうか。

○政府委員(谷川宏君) 關係があるわけでございます。五億六千万円は、専売廃止に伴ひましてしよる脳生産をやる方々に対する転産資金として、第二には、専売廃止後におきましてもしよる脳生産を続ける方々にとつての合理化資金という性質の交付金でございます。私もいろいろ研究したところによりまして、大体この程度の金額でございまして、企業の集中あるいは設備の近代化が大体できるといふ見通しでございます。

○荒木正三郎君 そうすると、企業の集中、近代化という問題ですが、このしよる脳事業が非常に零細に分かれておるといふことは、原木が相当広範に分布しておるといふふうなところから来ているのじやないでしょうか。したがつて、これを設備を合理化する、集中するということ非常にむずかしい問題のように、私しよるうとすから知らぬですけれども、しよるうに考えるのですが、しよるうことが簡単にでき

きるなら、今までだつてできるはずだと私は思うのですが、どうでしょう。

○政府委員(谷川宏君) 現在、鹿児島県に百トン、能力は百五十トンから二百トン程度ある近代的なしよる脳生産企業があるわけでございますが、今後問題といたしまして、業界の実情に応じて、またそれぞれの地域の実態に合うような合理的な計画を業界において立てていただき、また臨時しよる脳審議会においてもしよるういったような方向で合理化計画を検討して参りたいと思つたのですが、お話のように、原木の所在地と工場の立地条件との關係も重要な要素でございますが、それと販売する場合の地理的な關係等を十分勘案しながら、一番適当な方法で合理化を進めていくのがよろしいと思つております。

○荒木正三郎君 それから、もう一つは、私しよるうに聞いていますのですが、三十五年に調査会の答申があつて、そのときに相当な人があつたといふように聞いています。ところが、しよるう人たちに對する処遇ですね、これはどういふことになっておりますか。

○政府委員(谷川宏君) 今回専売廃止に伴ひまして交付します交付金は、専売廃止によつて直接被害を受けまする方々に出すわけでございます。もともとと専売廃止といふことは従来専売制度のもとにおいて受けておりましたいろいろな恩恵を取りはずすわけでございますが、ほかの一般の国民と比べまして特別に義務を課するとか、あるいは権利を制限するとかいふことでないわけでございますから、専売廃止をもつて当然法律上補償をする義務が公

社なり国にあるというわけではございませんが、先ほど述べましたようなしよる脳生産の実態に即しまして、政策的に交付金を交付するということにいたしましたので、交付金の交付の対象はしよる脳専売廃止時におけるしよる脳生産者、すなわち公社から生産の割当を受けて製造に従事しておつた生産者といふことにするのが当然だと考えます。

そこで、今お尋ねの三十五年度においてやめました生産者でございますが、これは当時業界におきまして、自主的に、能率の悪い企業が廃業することによつて残つた生産者が合理的な経営をやることのできるという趣旨をもちまして、業界において、自主的な転産者をつつてやめてもらつたものが百二十名おるわけでございます。これは今回の専売の廃止と直接關係がござい

ませんので、この法律に基づいて交付金の交付対象とすることは法律的に適當でないわけでございますが、当時業界が自主的に転産させた場合に業界から若干の転産資金をもらつておりますが、それが非常にわずかな額でございまして、また当時専売公社におきましても、形式上は公社が指導したわけではございせんけれども、業界の方々と相談をしたという経緯もござい

ます。毎年割当を受け雇業をしたといふ人々とは少し事情が異なるので、三十七年度予算成立の上は、適當な措置を講じて救済することは適當であると思ひまして、目下検討中でございます。

○政府委員(谷川宏君) 三十五年度にやめた方々に對しましては、三十七年度予算から適當な見舞金を支出することに予算措置も講じてございまして、与党自民政調会でも話し合ひがつかましまして、その話がついた線に沿つて三十七年度予算で措置を講ずることに予定しております。

○荒木正三郎君 さつきから自民党とか社会党といふお話が出るのですが、これは僕は迷惑な話だと思つたのです。しよるうことは關係ないです。しよるうことが考慮されておるといふことであれば私も了解しております。別には社会党は了解しているといふことはないといふことを、了解することとを、はつきり言つておきます。

大体の私のお尋ねしたいこと、思つておつたことは以上です。で、先ほど質問の中にも述べましたように、従業員に対する退職手当ですが、これはひとつ誠意をもつて、きよりの答弁にもありました、やつてもらいたいといふことを要望して、質問を終わります。

○上林忠次君 転産資金とか、それから合理化資金ですね、出るようになってくるけれども、これはしよる脳生産業者だけで、加工業者には何もないのですか。加工業者あるいはその後の第二次製品を作る業者ですね、これはしよる脳關係の業者に対しては特別なことは考えておりませんか。

○政府委員(谷川宏君) 利用加工業者あるいは第二次製品の製造業者に対しては、この法律によつて特別な交付金

を交付することは考えておりません。
その理由は、しよる腦の利用加工業者、すなわち専売公社からしよる腦を買う立場の方々には、現在におきましても専売制度の法律的な制約のもとにないわけではございまして、自由な立場で買うことができるわけではござい

ぬじやないかという気がいたしますが、いかがですか。

○政府委員(谷川宏君) 専売廃止をい

たしました場合におきましては、生産者、また利用加工業者も、自由企業としてそれぞれの自主的な責任によつて生産をし取引をするというのが建前であるべきだと考えますが、専売廃止の当座におきましては、経過的な措置として、専売公社は専売廃止後におきましても九月は生産者からしよる腦の買い入れをする、一年間は経過的に需

要者に販売をする、という経過措置を講じて、流通秩序の急激な変化による生産活動あるいは取引活動の阻害を来さないように配慮しておるわけではございしますが、なお、公社にかわるべき集荷機構が必要になるわけではござい

ますので、その集荷機構が必要とする資金等については十分関係各省で話し合

いまして、できるだけ早くまいくように十分考慮していきたいと思ひます。

○上林忠次君 専売公社では、前に分

取林というやつを作りまして、政府で土地を持つていて、業者とか団体と一緒にいふうな相当面積の植樹林を持つて

いるわけではございすけれども、しよる腦専売廃止とともに、これをどういう工合に処置するのか。国の財産として

に役立てていくのか、これはどういう

工合に処置するつもりですか。

○政府委員(谷川宏君) 現在、専売公

社が地主と契約しまして、四十五年の期限の契約によつて、契約の満期のと

きにおいて分収をするという契約があるわけではございすが、専売廃止後に

おきましては、今後しよる腦産業は地

域的な産業として主要生産地において

ますます発展していくべきであると考え

ますので、私も農林省とも十分打ち

合わせしまして、またそれぞれの県当局におきまして、その契約の

当事者の肩がわりをしたいという希望

もございすので、できるだけせういう

線で処理を進めて参り、原本対策と

いたしまして十分慎重な配慮を加えて参りたいと思ひます。

○委員(棚橋小虎君) この問題はこ

の程度にいたします。

○委員(棚橋小虎君) 次に、「地方自

治法第五十六条第六項の規定に基づ

き、税関支署及び財務部出張所の設

置に

関し承認を求めめるの件」を議題に

いたします。

まず、補足説明を聴取することに

いたします。佐藤政府委員。

○政府委員(佐藤一郎君) 御説明申

上げます。「地方自治法第五十六

条第六項の規定に基づき、税関支署及

び財務部出張所の設置に

関し承認を求めめるの件」について補足説明を申し上げ

ます。

第一は、神戸税関姫路出張所を税関

支署とすることではございす。最近に

おける姫路出張所管内の入出港船舶、

輸出入貨物及び保税地域の状況等から

いたしまして、この出張所における業

務の取り扱い量は著しく増加の傾向に

あります。また、姫路港は、港湾及び

背後地域産業等の状況からいたしまし

て、将来の伸展が大いに期待されてい

るところでありますので、この際、同

出張所を税関支署とすることに

より、関税行政上の独立性を付与いたしまし

て、現地における税関業務の一そのの

迅速化と円滑化をはかりとするもの

でございす。

第二は、中国財務局岡山財務部に倉敷

出張所を設置することではございす。

岡山県倉敷市水島地区には、戦時補償

特別措置法によりまして物納されまし

た国有財産等が現存しているわけでは

ございすが、現在、同地区は新しい重

化学工業地帯といたしまして急速な発

展の途上にはございす。今後その売り

払い等の管理を充実に行なうべき時期

に至つておりますので、この際、水島

地区に財務部出張所を設置いたしまし

て事務処理体制の確立をはかりま

すとともに、これらの国有財産の管理処

分の適正かつ円滑な遂行を期するもの

でございす。

以上、簡単にございすが、補足説

明を終わります。

○委員(棚橋小虎君) 本件について

質疑がある方は御発言願ひます。

○荒木正三郎君 この姫路港における

最近の輸出入が非常に増加している、

そのために事務取り扱い件数が飛躍的

に大きくなつておる、こういうお話で

ございす。どういふふうな傾向にあ

るのか、その内容を説明願ひたい。

○政府委員(佐藤一郎君) まず、最近

におきまする姫路港の入出港の船舶、

それから旅客並びに乗組員数でござい

ますが、それで申し上げますと、た

とえば船舶について申し上げますと、

入港が昭和三十三年二百六十二で

ございしましたが、三十六年には三百

九十四になつております。また、出港で

ございしますが、三十三年に二百五十九

でございしましたが、三十六年には四百

三になつております。また、旅客につ

いて申し上げますと、入るほうでござ

い

ますが、三十三年には四人でございま

したが、三十六年には三十五人と、ま

大体以上であります。

○政府委員(佐藤一郎君) 現在十一人
おるのでございますが、それが二十人
になる予定にしております。

○荒木正三郎君　そういう建物はできているのですか。支署の拡張ですね。

○政府委員(佐藤一郎君) この程度のものでございますので、特別に拡張しないで現在の建物で済ませ得る状況になつております。

○荒木正三郎君　よくこういうことに便乗して、地元負担で事務所を拡張したりなんかよくやることがあるのですね。そういうことはないわけです

○政府委員（佐藤一郎君）　そういふ計
画は持っております。

○荒木正三郎君　計画はないにしても、それは計画はないと思うのですが、そういうことが実際によく行なわれるのではないかと思います。この岡も岡山の水島の問題で質問したかったのですが、総合的なビルが建って、それを使うのだ。これはかなり地元負担があるのではないかと、私聞くのを忘れたのですが、こういうことが

○政府委員（佐藤一郎君） 税関には、

ただいまのお話のような例はございません。また、そういうつもりもございません。

○荒木正三郎君　なければつこうですが、その次に倉敷出張所を作る、こういう問題ですが、そこでひとつお尋ねしておきたいことは、いわゆる物納をされた財産ですね、これが今まで処

理されないでだいぶたちますね。終戦後十七年かたちますね。土地等はいいいとしても、物納の内容はどういうものか知りませんが、工場とか、あるいは設備とか、そういうものもあるのではないかと思いますがね。これらは、こんな長い間処理されたいものであるということは不経済な話じゃないですか。その点。

○政府委員(佐藤一郎君) おつしやいますように、相当不経済な状態がいろいろないとは申し上げられないと思います。ただ、これは従来から国有財産の処分で非常に頭を悩ましておるのでありますが、この地区にはいわゆる小口の占拠者が相当おるようでありまゝす。それで、まあなかなかそういう占拠者をどおりいうふりに取り扱つかという点が一つの問題になっておつたようであります。大口のものにつきましては、現在までに相当処分をいたしております。

午後二時四十七分散會

三月一日本委員会に左の案件を付託された。

一、相続税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月二十三日）

一、印紙税法の一部を改正する法律

案（予備審査のための付託は一月二十三日）

一、トランプ類税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十日）

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、合成清酒の名称變更等反対に關する請願(第一五五三號)(第一五四號)(第一五五五號)(第一五五六號)(第一五七七號)(第一五八八號)(第一五九九號)(第一六〇〇號)(第一六一一號)(第一五六二號)(第一五六三號)(第一五六四號)(第一五六五號)(第一五六六號)(第一五六七號)(第一五六八號)(第一五六九號)(第一五七〇號)(第一五七一號)(第一五七二號)(第一五七三號)(第一五七四號)(第一五七五號)(第一五七六號)(第一五七七號)(第一五七八號)(第一五七九號)(第一五八〇號)(第一五八一號)(第一五六六號)(第一五六七號)(第一五六八號)(第一五六九號)(第一六七〇號)(第一六七一號)(第一六七二號)(第一六七三號)(第一六七四號)(第一六七五號)(第一六七六號)(第一六七七號)(第一六七八號)(第一六七

請願(第一六〇六号)(第一六〇七号)(第一六〇八号)(第一七二二号)

(第一七二三号)(第一七一四号)

たは、この販売手数料引下げ反対に
関する請願（第一六〇九号）（第二

六三六号)(第一六九二号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)(第一七二三号)

二、北海道北見市北三条東一丁目の
接収宅地払いもどしに関する請願
(第一六三三号)

第一五五三号 昭和三十七年二月十
六日受理

成清酒の名称變更等反對に關する請願者 北海道小樽市奥沢町一

ノ一九白方酒造株式會社取締役社長 白方年次郎外四十一名

紹介議員 苦米地英俊君

成清酒業界要望の「合成清酒の名称
史及び原料米使用限度引上げ等の問

酒酒側の要望はただ単に税制改正を
亡商品の販売政策に利用しようとする
ためのきわめて不合理なものである
からでなく、この問題は、中小企業
にある四千に近い清酒業者の運命にか
る重大な内容を包蔵するものである

荷し、しかもその最上位一社の出荷高は実に十二万石に近い数量を示す企業

集中の真情である。しかし、もしこ

のような法令の改正が行なわれたとすれば、清酒に近似する大量の製品が強

大なる資本力をもつて大量生産され、清酒とまぎらわしい名称で市場に出品することとなり、しかも巨額の宣伝費を

もつて販売されることとなるので資本力及び生産規模ともにきわめて弱小である清酒業者は、たちまちにして重大

なる窮地に追い込まれることは必定であるから、この問題については取り上げないよう配慮せられたいとの請願。

第一五五四号 昭和三十七年二月十六日受理

合 成 清 酒 の 名 称 変 更 等 反 対 に 関 す る 請 願
請 願 者 北 海 道 樺 戸 郡 新 十 津 川

町字上徳富一二五 大
西盛之助外四十一名
井川 伊平君
紹介議員

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五五号 昭和三十七年二月十日受理
合成清酒の名称変更等反対に關する請願
請願者 秋田県山本郡八森町古屋敷 山本慶美外百二十名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五五六号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 宮城県気仙沼市字釜の
前五一 菅原克巳外五
十五名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五五七号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県二本松市亀谷一
ノ二二三奥の松醸造株
式会社代表取締役 遊
佐二郎外四十一名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五五八号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県東白川郡古殿町
大字竹貫字竹貫一四
豊国酒造合資会社代表
社員 矢内昭三外三十
一名

紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五五九号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県平市大字中平窪
字杉内五合資会社松吉
屋酒造店代表社員 松
本金市郎外四十名

紹介議員 大河原一吉君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六〇号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 福島県常磐市大字岩ヶ
岡合資会社御代酒造店
代表社員 御代武光外
四十名

紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六一号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 茨城県久慈郡大字町大
字大子株式会社家久長
本店内 石井志げの外
四十名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六二号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 茨城県那珂郡大宮町
鈴木良三外四十一名
紹介議員 武藤 常吉君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六三号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市元給社町
二、三〇七ノ二 宮下
福三郎外二十七名

紹介議員 最上 英子君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六四号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県前橋市駒形町
一、一一一ノ一 森本
正右衛門外四十名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六五号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡五一
株式会社高井商店取締
役社長 高井三好外四
十一名

紹介議員 太暮武太夫君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六六号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市大字太田
一六五 鈴木芳兵衛外
四十一名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六七号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市大字宮前
一六〇 秋篠善次郎外
四十一名

紹介議員 大泉 寛三君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六八号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町
大字會根二五一朝妻酒
造株式会社取締役社長
朝妻真作外四十一名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五六九号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 愛知県半田市南本町二
ノ七田中酒造合資会社

代表社員 田中明外四
十二名
紹介議員 天竺 良吉君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五七〇号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市柳町 小
崎久雄外四十名

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五七一号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大阪府茨木市大字茨木
一、三八〇 北村一雄
外四十名

紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五七二号 昭和三十七年二月十六日受理
合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市殿町三六
四 小西完外四十名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一五七三号 昭和三十七年二月十六日受理

合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 兵庫縣西宮市石在町四二木谷酒造株式会社取締役社長 木谷市右衛門外四十一名 紹介議員 中野 文門君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五七四号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 兵庫縣姫路市船津町二、〇三三 岡庭昭八郎外四十一名 紹介議員 青田源太郎君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五七五号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 広島縣豊田郡安芸津町三津四、二二八 柄福松外四十一名 紹介議員 宮澤 喜一君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五七六号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 徳島縣美馬郡穴吹町佐藤草一外二百九十五名 紹介議員 三木與吉郎君	この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五七七号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 香川県丸亀市垂水町金竹 金武治郎一外四十名 紹介議員 津島 壽一君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五七八号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 高知市長浜町五六六石野長武外四十名 紹介議員 堀見 俊二君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五七九号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 佐賀縣伊万里市松浦町桃川華兜酒造合名会社代表者 斎藤資外四十名 紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五八〇号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願	請願者 長崎縣南高来郡有家町山川七八五合資会社吉田屋代表社員 吉田嘉一外四十一名 紹介議員 藤野 繁雄君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五八一号 昭和三十七年二月十六日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 佐賀縣藤津郡野野町大字下宿二、八〇六井手酒造有限会社代表取締役 井手鉄太郎外四十二名 紹介議員 鍋島 直紹君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五六六号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 北海道小樽市真栄町八合資会社井酒造店無限責任社員 熊澤三七雄外十八名 紹介議員 苔米地英俊君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五六七号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 秋田縣能代市新柳町七五 浅野貞吉外八十一名	紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五六八号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 宮城県栗原郡高清水町字中町二〇 狩野桂一郎外八十一名 紹介議員 高橋進太郎君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一五六九号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 福島縣二本松市茶園一ノ七二 高橋敏夫外四十名 紹介議員 石原幹市郎君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一六七〇号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 福島縣東白川郡矢祭村大字戸塚字大子沢四六 松村昭三外四十名 紹介議員 松平 勇雄君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一六七一号 昭和三十七年二月十一日受理	合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 福島縣石城郡三和村大字中三坂字四座三合名会社大竹酒造店代表社員 大竹治右エ門外四十名 紹介議員 田畑 金光君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一六七二号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 茨城県那珂郡大宮町大字上大賀浅川酒造株式会社内 浅川昌明外四十名 紹介議員 那 祐一君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一六七三号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願 請願者 茨城県久慈郡里美村大字小中合資会社井坂酒造店內 井坂正安外四十一名 紹介議員 武藤 常介君 この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。 第一六七四号 昭和三十七年二月十一日受理 合成分酒の名称変更等反対に関する請願
---	--	--	---	---

請願者 群馬縣群馬郡箕郷町大

字西明屋三一七ノ一

益子巨外四十名

紹介議員 最上 英子君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六七五号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬縣藤岡市金井二一

四岡与酒造株式会社取

締役社長 岡仙蔵外四

十名

紹介議員 太暮武太夫君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六七六号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 群馬縣新田郡宝泉村大

字由良一、七九二 島

岡利雄外四十一名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六七七号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 新潟縣燕市東太田三、

七三二 深海健一外四

十名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六七八号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 名古屋市中区白壁二ノ

一〇 盛田和昭外四十

一名

紹介議員 天竺 良吉君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六七九号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市南玉垣町

二、四四七ノ一 森田

房子外四十名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市都呂須七

九一 川沢基吉外二十

九名

紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八一号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田町

二、一八七 寿酒造株式

会社取締役社長 橋本

榮作外四十名

紹介議員 大川 光三君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八二号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市鈴原町二

ノ三四 伴恒雄外四十

名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八三号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市東町二ノ

四四和源酒造有限公司

取締役社長 多賀谷陳

外四十名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八四号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 兵庫県姫路市八代東之

町 田隅貞信外四十名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八五号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 広島県賀茂郡西条町大

字西条 高橋利江外八

十九名

紹介議員 山田 節男君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八六号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 広島県豊田郡安芸津町

三津四、〇七八ノ一

重田時平外四十二名

紹介議員 宮澤 喜一君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八七号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大津町大

幸蔵酒造株式会社

内 乾明治郎外三百名

紹介議員 三木興吉郎君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八八号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 香川県善通寺市上吉田

町一、〇五二 大川漢

外四十名

紹介議員 津島 壽一君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六八九号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 高知県香美郡土佐山田

町一、二五一 株式会社

有沢宗策商店代表取締役

役 有沢宗策外三十五

名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六九〇号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市浜町乙

一、六五七 西田七蔵

外四十一名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

第一六九一号 昭和三十七年二月二十一日受理

合成清酒の名称変更等反対に関する請願

請願者 佐賀市西魚町八五 北

島常一外四十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一五五三号と同じである。

音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
請願者 熊本市京町本丁八九
工藤綾美外四百九十八名

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

紹介議員 岩間 正男君

最近の諸物価の値上りに伴う諸経費の増加、テレビの普及による圧迫などのため音楽、舞踊の入場料金の値上げも不可避となっているが、大衆の負担し得る料金には限度があり、零細な資本で、はなやかな芸術を生みださなければならぬという現状を見るならば、わが国が世界に誇るべき無形文化財としての音楽をはじめ、伝統的な古典音楽、舞踊や、一般大衆が熱望している現代音楽、舞踊等の生産の姿が、このような窮状に放置されていることはまことになげかわしいことである。諸外国では、入場料率は年々減少し、最近撤廃した国も数多くあり、フランス、イタリ、イギリス等では、再生産のできない芸術には積極的に助成金を支出して保護育成につとめているにひきかえ、わが国では最高二十パーセントにのぼるか酷な入場税が課せられており、まして遊興飲食税が減税されていることを考えると、当然音楽、舞踊の入場税は撤廃せらるべきものと信ずるから、本税の撤廃について理解ある措置を講ぜられたいとの請願。

第一六〇七号 昭和三十七年二月二十九日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
請願者 京都府宇治市宇治尻
岡村明美外八百八十二名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六〇八号 昭和三十七年二月二十九日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
請願者 青森市浦町橋本二八二
ノ九 佐藤典外千二百五十名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七一二号 昭和三十七年二月二十九日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
請願者 名古屋市中千種区希望ヶ丘四ノ一 榎原美代子
外五千六百二十名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七二三号 昭和三十七年二月二十九日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
請願者 静岡県熱海市新宿七
八〇 今井ふく子外二百九十五名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一七四号 昭和三十七年二月二十九日受理
音楽、舞踊の入場税撤廃に関する請願
請願者 横浜市南区井土ヶ谷上
町一四一 稲葉政子外三千六百四十二名
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六〇六号と同じである。

第一六〇九号 昭和三十七年二月二十九日受理
たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋通
二ノ一株式会社柳屋総
本店内 西川三郎外一名
紹介議員 木暮武太夫君

全国十七万のたばこ小売業者は、昭和二十八年以来八分に引き上げられてきたたばこ小売手数料を、戦前の一割程度に引き上げる運動をつづけ、昭和三十六年よりやく月額十二万円までの売上高に對し、八分五厘、さらに昭和三十七年度には、これを九分とするこの決定をみたのであるが、聞くところによると、これにともない約十一億円の財源が必要であるにもかかわらず、昭和三十七年度予算には、約五億三千万円が計上されたにすぎず、その差額約五億七、八千万円は、一部小売業者の手数料を八分から六分程度に引き下げてねん出するという、非常識きわまる措置をとろうとしているとのことであるが、もし、そのようなことが行なわれたならば、業者の営業の維持困難はおろか、ただちに生活の脅威を招来することになるから、たばこ販売手数料の引き下げには反対であるとの請願。

第一六三六号 昭和三十七年二月二十九日受理
たばこ販売手数料引上げに関する請願
請願者 高知県長岡郡本山町本
山本たばこ販売協同
組合理事長 柿本忠太
郎外十九名
紹介議員 寺尾 豊君

たばこ販売手数料引上げの請願については、すでに昭和三十三年以降、毎年、参院で採択されているのに、日本専売公社では、昭和三十六年四月一日からたばこ店の売上年額百四十万円で部分にかぎり、五厘引上げという局部的な改定を実施したにすぎないから、たばこ販売手数料を戦前どおり一割に引き上げられたいとの請願。

第一六九二号 昭和三十七年二月二十九日受理
たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋通
三ノ五 中村いくよ外一名
紹介議員 天坊 裕彦君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願
請願者 東京都練馬区貫井町
一、〇八八 岩本みち子
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一七二三号 昭和三十七年二月二十九日受理
たばこ販売手数料引下げ反対に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋人形町二ノ六 加島華外一名
紹介議員 金丸 富夫君

この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一六三三三号 昭和三十七年二月二十九日受理
北海道北見市北三条東一丁目の接収宅地払いもどしに関する請願
請願者 北海道北見市北三条西一ノ六 遠藤常助
紹介議員 牛田 寛君

現在、林野庁北見管轄局林友寮の所在地である北海道北見市北三条東一丁目一等地等の宅地三百九十坪は、戦時中、北日本航空機株式会社社員の職員寮として使用するため、請願者所有の旅館が接収された所であつて、当時請願者は、戦争終結後は接収した建物その他いつさいの施設も現存してあつたといふは宅地とともに元の所有者に払いもどすとの条件付で接収に応じたものである。終戦後同寮は北見総合木材株式会社の職員社宅となり、その後現在の

第一七〇五号 昭和三十七年二月二十九日受理
この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一七〇五号 昭和三十七年二月二十九日受理
この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一七〇五号 昭和三十七年二月二十九日受理
この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

第一七〇五号 昭和三十七年二月二十九日受理
この請願の趣旨は、第一六〇九号と同じである。

林友寮（昭和二十二年全焼、三十三年新築）となつてゐるが、この場所は商業地域である關係上、寮を他の適地に移転する事情となり、現寮宅地は不用となるため払い下げる模様なので、請願者は元の所有者である請願者に払い下げるよう交渉したが、個人に払い下げることはできないとの通知を受けた。また、北見營林局は請願者を第三者として關係ない者との見解をとつてゐるが、これにはなんとしても承服できないものである。政府が戦争のために国民の個人施設不動産等を接収したものは、たとえば鉄道寮その他のものは終戦後元の所有者の願により払いもとされてゐるのであるから、この慣習に基づき本件についても願意が達成されるよう取り計らわれたいとの請願。

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、所得税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月十六日）
- 一、国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月八日）

昭和三十七年三月十日印刷

昭和三十七年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局